

重要事項説明書

【令和7年4月1日現在】



社会福祉法人 相和会

つだ星の子保育園

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
代表者氏名	理事長 井中 卓良
法人の所在地	福岡県京都郡苅田町法正寺240番地
法人の電話番号	0930-23-1106
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営、 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3 運営方針

すべての子は伸びる力をもっている。その力が自然に、十分に伸びる保育を
個と集団の中で行う。

- ①子ども達の可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる
- ②十分に養護の行き届いた環境のもとに徳育・知育・体育・食育の
バランスのとれた保育を提供する
- ③保育士としての資質向上に努め、より良いサービスを提供する
- ④地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく

4 保育園の概要

名 称	つだ星の子保育園
所在地	北九州市小倉南区津田1丁目2-40
電話番号	093-474-3301
法人創立年月日	平成10年11月10日
開設年月日	平成29年4月1日
施設長氏名	山口 文恵
利用定員(12名)	0歳児 3 名 1歳児 4 名 2歳児 5 名
職員数	10 名
利用定員	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする0・1・2歳の乳幼児
特別保育の実施状況	

5 開園日・休園日及び開園時間(保育を提供する時間)

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、12月29日～1月3日
開園時間	【保育標準時間】 午前7時から午後6時まで 【保育短時間】 午前9時00分から午後5時00分まで (延長保育は午前7時から9時00分まで又は午後5時00分から午後6時まで) ※延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、 別途利用者負担が必要となります。

6 施設の概要

建 物	鉄骨造 2階建／1・2階部分 延床面積 121.05㎡
施設の内容	● 0歳児保育室 / 17.30㎡ ● 1・2歳児保育室 / 40.09㎡ ● 調 乳 室 / 1.52㎡ ● 調 理 室 / 12.14㎡ ● 乳幼児用トイレ / 10.79㎡



7 職員体制

(令和6年4月1日現在)

職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
園 長	1 名	看 護 師	名	保 育 士	8 名	栄 養 士	1 名

8 年間行事計画

4 月	入園・進級式	5 月	内科検診 個人面談	6 月	保育参観
7 月	七夕会・水遊び	8 月	水遊び	9 月	姉妹園との交流会
10 月	ハロウィン会	11 月	地域との交流 内科検診・歯科検診	12 月	保育参観・クリスマス会
1 月	個人面談	2 月	節分豆まき会	3 月	ひなまつり会・卒園式 修了式

毎月の行事

園だよりの行事予定で詳しい日時が掲載されます

- ◆ 避難訓練・消火訓練
実際の火災や地震を想定して避難訓練を行ったり、災害の恐ろしさや避難方法を話します。
- ◆ 誕生日会
誕生日会では、誕生月のお子さんをみんなでお祝いしたり、保育士の出し物を見たりして楽しいひと時過ごしています。 昼食は特別メニューとなります。
- ◆ 身体測定
身長・体重を計測します。



デイリープログラム

ひとりひとりのリズムにあわせて

日常生活を通じて、元気な心と健康で活力に満ちた身体の持ち主になる基礎を築きます。また、同じリズムを毎日繰り返すことで子どもたちの生活は安定し、社会的な習慣や態度を自然と身につけていきます。そのために、ご家庭との連携がとても大切であると私たちは考えています。



★ 0・1・2歳児

7:00 順次登園・自由あそび

9:30 午前のおやつ

10:00 戸外遊び、室内あそび

11:30 給食

12:30 昼寝

15:00 午後のおやつ

16:00 順次降園・自由あそび

18:00 閉園

9 嘱託医

内科	医療機関名	なおり＆ふじおクリニック
	医 院 長 名	藤尾裕宣
	住所・電話番号	北九州市小倉北区金鶏町5-22 ☎093-653-4658

歯科医	医療機関名	ウエダ歯科
	医 院 長 名	上田哲司
	住所・電話番号	北九州市小倉南区津田1-4-1 ☎093-472-2212



10 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育料以外に保護者に負担していただくもの

(1)に掲げる保育料のほかに保護者に負担していただくものとして以下のものがあります。

① 自由画帳	200円程度
--------	--------

(3) 延長保育料

※申し込みが必要です。 ※利用希望がなくてもお迎えが1分でも超過した場合、延長料金が発生します。

	【保育標準時間の場合】	【保育短時間の場合】
料 金	18時以降の延長保育は実施していません。	7:00～9:00又は17:00～18:00の時間を利用した場合、保育標準時間と保育短時間の保育料の差額分の料金。各世帯により料金はことなります。

11 給食について

当園の給食の方針	【食事は保育の柱です】 子どもの生活の中の三大栄養素「遊ぶ」「寝る」そして「食事」です。当園では、月曜日から土曜日までの完全給食です。午前のおやつは、昼食の妨げにならない程度のもので、午後のおやつは軽食を出しています。食事は何よりも楽しいひとときでなくてはなりません。食事を通して身につくいろいろな事柄は、その子の将来にわたり肉体的・精神的にも影響を与えるものです。明るく楽しい食事の場から様々な食事マナーを伝えていけるよう工夫していきたいと考えています。 ◇給食とおやつは、すべて保育園内で作られています。 ◇衛生には細心の注意を払っています。 ◇保育園の栄養士が献立を考え、食育にも力を入れています。 ◇お子さんの発達に合った切り方、量、盛り付け方、味付け、残量など、栄養士が喫食状況を確認します。 ◇毎月の献立表、給食だよりを発行しています。食に関する情報などを載せていますので、参考にしてください。	
アレルギー等の対応について	保育園は完全給食ですが、食物アレルギーのお子さんに対しては、集団給食の範囲内で医師の指示のもと、ひとりひとりの子どもの心身の状態等に合わせた対応に努めています。 ◇医療機関を受診して、アレルギー除去食に関する診断書(主治医意見書)、アレルギー除去食依頼書をご提出ください。 ◇診断書の指示に基づき、保護者の方と保育士・栄養士で検討、除去食の確認をします。 ◇基本は除去食で対応し、代替食を提供します。	
離乳食	離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。 離乳食を進める時は、保護者の方と話し合いの上、ご家庭でお試しいただいたあと、実施しています。話し合いの際に、ご家庭での食事についての育児相談もお受けいたします。	

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園相談窓口	【解決責任者】山口 文恵 【受付担当者】花多山 優
	☎093-474-3301
第三者委員	中尾 弘道(当法人監事) ☎0930-33-3690
	宮本 政幸(当法人監事) ☎0930-24-2937

13 子どもの幸せのために

どんな状況にあっても全ての子どもは、愛され、大切にされなければなりません。児童福祉法では、子どもを健やかに育てることは、保護者とともに国や自治体の責任であると定めています。つまり、保護者が子どもを育てられない場合は、国や自治体が親子を援助したり、保護者に代わって子どもの生活を保障することになっています。子どもの幸せのために、虐待されているのではと思われる子どもがいた場合には児童相談所や市町村に通告させていただきますので承ください。